

令和6年 第8回 定例教育委員会 議事録

- 1 開催日時 令和6年8月26日（月）午後1時30分～
- 2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室
- 3 出席者
[委 員]
教 育 長 教育委員4名
[事務局]
教育部長 教育総務課長 学校教育課長 学校施設課長 生涯学習振興課長
文化課長 学校教育課参事
- 4 欠席者 0人
- 5 傍聴人 0人
- 6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告
- 7 議題及び議事の概要 次のとおり
- 8 議決事項
和解について
電子黒板の買入れについて
令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）について
豊見城市教育支援委員会委員の委嘱について
豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱について
- 9 教育長又は会議において必要と認める事項

◎ 会議の要旨

教育長	皆様こんにちは。これより第8回定例教育委員会を開催します。 それでは、日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に宮城委員を指名します。よろしくお願いいたします。 続いて、日程第2の会期日程ですが、1日としてよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、会期日程は1日とします。 次に、本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程に沿って進めてまいります。 続きまして、日程第3の議題に入ります。教育長の業務報告を行います。 令和6年7月22日月曜日、宮崎県高千穂町甲斐宗之町長ほか2名の来訪を受けました。また、同日、NPO法人琉球万次郎会副会長ほか2名の来訪を受けております。 7月24日水曜日、第44回全日本バレーボール小学生大会2024年度沖縄大会長嶺クラブ男子チーム優勝及び豊崎クラブ女子チーム3位入賞報告を受けております。 7月25日木曜日、第75回「社会を明るくする運動」那覇保護区大会に参加しました。 7月26日金曜日、第1回沖縄県都市教育長協議会に出席しております。 7月27日土曜日、第44回宮崎県美郷町姉妹都市交流事業受入歓迎式・懇親会に参加しました。 7月28日日曜日、第17回豊見城ハーリー大会に参加しております。 8月7日水曜日、根差部ベースナインより野球のまち阿南第12回少年野球全国大会こども甲子園優勝報告を受けました。 8月13日火曜日、第1回豊見城市教育支援委員会に出席しております。 8月14日水曜日、イングリッシュサマースクールに参加しました。 8月15日木曜日、青少年国際交流出発式、イングリッシュサマースクール閉校式に参加しました。 8月16日金曜日、沖縄県市町村教育委員会連合会第2回理事会に出席しております。 8月17日土曜日、豊見城市立中学校4校対抗HADO大会に参加して

	おります。 8月20日火曜日、第2回島尻市町村教育長会役員会、定例会、研修会、教育懇談会に参加いたしました。 以上が業務内容となっております。 続いて、日程第4の議案第20号 和解についてであります。事務局、説明をお願いします。
学校施設課長	学校施設課の石川です。議案第20号 和解についてを説明します。 提案理由としましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定及び豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第3号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。 ページをめくっていただいて、添付しておりますのが今回市議会に出す議案となっておりますので、これで説明をいたします。 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物の瑕疵による損害補償に関する調停事件にかかる和解についてでございます。事件名が令和5年（調）第2号事件。相手方が有限会社与儀工業、株式会社三星建設となっております。 3、事件の概要としまして、この事件は、令和4年9月6日に発生しました、豊見城中学校特別教室棟の漏水事故に関するものとなっております。今回漏水した給水管につきましては、令和元年9月に契約締結した豊見城中学校特別教室棟機械設備工事において、相手方である与儀工業、三星建設の2社JVにて施工され、令和3年に引渡しを受けたものでございます。引渡し後、1年未滿で漏水が発生したことから、施工に瑕疵があったとして漏水によって毀損した電気設備等の復旧費用について、相手側に請求したところ、支払いがされなかったことから、沖縄県建設工事紛争審査会に調定を申請しました。その結果、同審査会から和解金として565万円が示されました。 4、調定条項案は次のとおりとなっております。この中で申請人は豊見城市、被申請人は相手方を指しております。（1）被申請人らは、申請人に対し、和解金として連帯して金565万円の支払義務があることを認める。（2）被申請人らは、前項記載の金員を、令和6年11月29日限り、申請人指定の銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被申請人らの負担とする。（3）申請人は、被申請人らに対するその余の請求を放棄する。（4）当事者双方は、本調定条項に定めるほか、本件調定事件に係る紛争に関し、ほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。（5）調定に関する費用は、各自の負担とする。となっております。

	今回、紛争審査会に関しては、事前調整を含め全5回の会議を持っております。本市は漏水により毀損した電気設備等の復旧費用として808万5,000円の支払いを求めておりました。相手側は瑕疵がないということで反論があったところ、審査会の見解としましては、今回の漏水は施工不良が原因であるが、被害が大きくなったのは電気配管と給水配管が床下ピット内で混在していたことがあり、基準では分けなければならないとはなっていないものの、分けて設置するケースもあることや、水抜き穴が設置されていれば被害は大きくならなかったのではないかといいところを考慮し、相手方が7割、豊見城市のほうも3割負担ということで今回の和解案の提示となっております。本市としましては、審査会の調定案に対し紛争の早期解決の観点、また調停員の見解も理解できることから、今回の調定案で和解したいと考えており、市議会のほうへ提案することとしております。説明は以上となります。
教育長	ありがとうございます。事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いいたします。はい、田名委員。
田名委員	今数字にはちゃんと載っていないんですが、豊見城市が3割負担となったんですね。3割でこちらが7割。この割合というのは建設工事紛争審査会が3割と7割にしてくださいということですよ。
学校施設課長	はい、そのとおりです。
教育長	ほかにございますか。
備瀬委員	この2枚に関してですか？ 事前に頂いた資料も含めて質問していいんでしょうか。
学校施設課長	大丈夫です。
教育長	備瀬委員、お願いします。
備瀬委員	混在するしないというのは、特に定められていないとあったんですけども、豊崎中学校は今度オープンしたんですけども、ゆたか小学校とかそういう新しい学校はそういう漏水とかというのはないんでしょうか。
学校施設課長	今まで、ゆたか小とかも豊崎小中も漏水とかというのは一応ございません。ただ、給水配管と電気配管が分けて設置しているところもあれば、途中で一緒になっているところもあるので、ただこの漏水があつてここまで被害が大きくなったというところは豊見城中学校の今回の事件だけでございます。
備瀬委員	というと、今後も分けないとあり得るということですよ。たまたま

	そこの方が接着剤の部分、それが不十分だったというのが原因として挙げられるとあったんですけれども、これは混在したからそうなったのか、単なる工事上のミスなのか、それも定かじゃないものだから、今後についてもちっと気になるんですが。
学校施設課長	建築の基準上は必ず分けなさいという基準はないので、一緒にしても例えばスペースがない団地とかというところは給水配管も、例えばガスの配管も電気の配管も同じシャフトと言われるんですけれども、一緒に設置されるケースがあります。ただ分けられるようにスペースの規模が大きいところは分けて設置する場合もあります。今回は被害が大きくなったのは、一緒に設置されている場所があって、その給水管がたまたま水漏れしてしまったので、被害が大きくなってしまったということがあるものですから、市も相手方も双方負担するのが公平でしょうという審査会の見解ではあります。本来、給水管の接着が外れるというところはなかなかこれまでもあまりない事例でありまして、なので相手方の接着不良というところで当初はそれが一番の原因ということで話がありましたので、今後もあるかと言われると経年劣化とかで脱落するということはあるかもしれないんですけれども、豊見城中学校の場合は1年未満だったところから、これは施工業者に瑕疵があるということですから、これは請求したということなんです。
備瀬委員	一年以内にとありましたので、結局はこれが通るのかと思ったら3割負担しないといけないという。3割といっても相手方が565万円、うちが260万円だったかな、結構3割といっても大きいので、今後またそういうことが起きると、かなりこれは税金から恐らく賄われると思うので大きな問題になるのかなと思ったりもします。今後、この業者を入札からまた引き続き指名をするのでしょうか。ちょっと気になるんです。
教育部長	一つは今後の対応につきましては、まず豊見城中に関しては水の弁を開けて今後仮に漏れたとしても大丈夫な対策を打っているということがあります。今後の設計というところでいうと、今後は今のところ学校の建設の予定はありませんので、あり得るとしたら伊良波中と伊良波小の大規模改修ですが、その大きな配管のところまでいじるかどうかまだ未定ですので、当然その地形を踏まえて今後に対応することになるだろうと思っています。指名業者については、1社については実はそういう問題のある施工を行った事業者に関しては会社を畳む方向性になっておりますので、それはもう起こり得ないだろうというふうに思っている

	ところでは、もう一つのところは、連帯責任というか共同で事業をやっておりますので、どのような負担になるかこちらでは分からないんですが、2社に対してうちは紛争審査会にて積算をしているということになっております。 ちょっと翻って考えると、基本的には漏れないというのが工事の原則になっています。そこがまず漏れてしまったということは、紛争審査会の中でも接着漏れも含めて業者の瑕疵については認められています。ですからうちの主張については認められたと考えていいと思っています。ただ、一方においては被害を小さくできたであろう可能性については審査会の中であって、備瀬委員のご指摘のとおり、分かれていればもうちょっと被害は小さかっただろうということは確かに認められるということになりましたので、そこは3割のところはのまざるを得ないかなと思っていますのと、もう一つは先ほど説明にもありましたように、事業を畳もうとしているので、もしかしたら取れなくなる可能性もありますので実際として。そういったことも考えると今3割、7割だったとしても、実際は和解をしたほうが正しいだろうという事務方の判断はあるというふうにご理解いただけたらと思います。
教育長	ありがとうございます。備瀬委員、よろしいでしょうか。
備瀬委員	はい、ありがとうございました。結構です。
教育長	ほかにございますか。よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。質問は以上で終了いたします。 議案第20号 和解については、提案どおり決定ということでよろしいでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 それでは提案どおり決定いたします。 続きまして、日程5の議案第21号 電子黒板の買入れについてであります。事務局、説明をお願いします。
教育総務課長	教育総務課です。議案第21号 電子黒板の買入れについてご説明させていただきます。 提案理由としましては、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第3号の規定により市議会に提出する必要がある。こちらのほうが提出理由となっております。 次のページをお願いいたします。今回9月議会に提出する予定の議案

	書となっております。議案第58号 電子黒板の買入れについて。1、買入物件、電子黒板（77台）となっております。契約相手方につきましては、株式会社オフィスとよみでございます。契約方法は指名競争入札で入札をしております。買入価格につきましては、消費税込みの3,333万円となっております。納入期限につきましては、令和6年12月31日としております。 次のページをお願いいたします。こちらにつきましては、7月31日に行った入札結果報告書となっております。予定価格につきましては、5,391万1,550円。こちらは税込みとなっております。落札決定額が3,333万円。落札率につきましては下の明細書の右側の摘要で2番目ですね。オフィスとよみ、落札61.8%となっております。 続きまして、次のページの資料をよろしくお願ひします。今回入札する電子黒板の仕様書となっております。ディスプレイ一体型で75インチの電子黒板を購入し、機能強化をした黒板ということで、タブレットのような操作ができるような電子黒板を配置する予定としております。説明は以上となります。
教育長	ありがとうございます。事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いいたします。田名委員、お願いします。
田名委員	ちょっと計算をしたんですが、この電子黒板1台につきだいたい43万円ぐらいでよろしいですか。普通に割り算したんですけれども。
教育長	渚課長、お願いします。
教育総務課長	落札決定額から単純に購入台数を割ると43万2,858円となります。
田名委員	はい、分かりました。
教育長	ありがとうございます。ほかにございませんか。 宮城委員、お願いします。
宮城委員	バージョンアップした電子黒板ということで77台とあるんですけれども、この77台の配置校でいくと新しくできた豊崎中学校と考えてよろしいですか。それとも違いますか。
教育長	渚課長、お願いします。
教育総務課長	今回配置をするのは、平成25年、26年に導入した電子黒板について変更配置ということで予定していまして、今のところ小中学校10校に配置をする予定としております。
宮城委員	10校というと単純に計算して7台ずつということですか。
教育長	渚課長、お願いします。

教育総務課長	平成25年、26年に導入した黒板が各学校配置がまちまちで、そちらのほうを変更する形になったので、各学校バラバラの配置となっております。
宮城委員	はい、分かりました。
教育長	ほかにございませんか。下條委員、お願いします。
下條委員	予定価格と落札価格がすごく差があって、クオリティとか予定していたようなクオリティは同じなんですか。基準はちゃんと確認していると思うんですけども、こんなに差が出るのがすごく……。
教育長	渚課長、お願いします。
教育総務課長	仕様書のほうを各事業者に配付をして、そのとおりの製品を納入するということで申し合わせしていますし、それを基に事前に設計書ということで前回の見積額を予定価格として設定しているので、そちらのほうのクオリティとか品質とか。落札率は61%と載っているんですが、適正範囲ということで認識はしております。
教育部長	補足させてください。確かに分かりづらいなと思っています。定価とやはり事業者ごとに強みにはなりますので、そこでやっぱり多めに入荷をしてその分の単価を下げられているとか、そういうことが予想されます。ただ電子黒板だけが安いということではなくて、今回9月議会は市長部局のほうもパソコンを120台余り買うんですけども、これも大体60%台ぐらいの落札率になっています。機種ごとの状況によっても違うんでしょうけれども、そういったことは電子機器ではあり得るかなと。つまりスペックよく安く買えるとなれば、入札の効果が出ていると考えるのが妥当じゃないかなというふうに思っています。以上です。
教育長	ありがとうございます。ほかにございませんか。 田名委員、お願いします。
田名委員	ちなみに知っている会社も幾つかあるんですけども、これは全部豊見城の会社ですね。
教育長	渚課長、お願いします。
教育総務課長	指名委員会ということで選定した結果、豊見城市内の会社を指名されております。
田名委員	了解です。
教育長	ほかにございませんか。 では、ご質問は以上で終了してよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、議案第21号 電子黒板の買入れについては、提案どおりに

	決定ということでよろしいでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。それでは、提案どおり決定いたします。 続きまして、日程第6、議案第22号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)についてであります。事務局、お願いします。
教育部長	議案の8号ですね。一般会計補正予算であります。今回9月の補正ということになっています。6月、9月、12月、3月と定例会ごとに大体補正をしていくんですが、今回はおおむね大きいのは事業がこれまで進んでいく中で必要にならなくなったお金の予算額を落としたり、不足しそうなものを増額したり、あとは新たな事業等が必要になったものについて加えるような補正となっています。実質的には次の議会の12月で大体事業のめどがつくので、大体12月が最終に近い形になります。3月は最後の締めという形になっていますので、徐々に事業費の流れが見えてくるという補正になってきております。今回は前回までの予算については、この予算書に基づいて説明していたんですが、分かりづらいという声もありましたので、各課ごとにどういった内容を補正していますという説明に変えていきたいと思っているんですが、その前に少し全体の動きだけをご説明した上で各課の課長に説明させたいと思います。 48号の補正予算の1ページ目を見てください。基本的には全体の市の予算、一般会計予算と言うんですが、別紙でついているんですけども、これをちょっとまず見ていただいた上でやりましょうね。この横書きの予算書ですね。1条を見ていただくと、2億4,018万7,000円を歳入歳出予算にプラスして、総額310億4,817万7,000円とするような予算に。これは市全体ですね。一般会計というふうになっています。 次のページからまず見てほしいところから行きますと、7ページをお開けください。第2表債務負担行為補正というのがあります。これは予算を出しているところは別なんですけど、関係するので一応説明するんですが、瀬長島野球場の代替整備検討事業というのが入ってきています。これは瀬長島に4面球場があるのをご存じのことと思います。今瀬長島の振興計画が策定中で、その関連で瀬長島の球場を別の場所に移転をして、その他の活用を目指そうという動きがあります。教育委員会としては、球場の場所ができてから移転してくださいということでお願いをしたところ、今管財のほうで代替りの場所はどこに造れるかなという検討事業が今回補正で上がっています。令和7年度までの予算でかけてやっていくということになっています。だから今後は球場については移転の

	動きが出てくるということも含めた動きが瀬長島で出てくるということ はご理解いただけたらと思います。 次のほう、5次豊見城市総合計画後期計画と。総合計画は10年単位で 変えていて、今後はそろそろ後期の計画になっていきます。当然、全体 の計画ですので教育部門で大きく変わってきます。ここの部分も少しそ ろそろ後期の動きが出てきて、柱に関わる部分に関わってくるなという ような動きが出ているというのをご理解いただけたらと思います。 次に事項別明細書というのがついてきておりまして、2ページをお開 けください。歳入はいろいろあるんですけどもそこは割愛させていただ いて、歳出については見ていただくと款というのが支出の種類ごとに 分けられています。教育委員会が関わるのは10款ですね。教育費と言わ れているところです。これは一部こども園に関する予算が入っておりま すが、これは市長部局のほうに移管されているんですが、予算上はここ にまだ残っておりますが、ほぼ教育委員会の課等が出しているお金に なっています。全体を見ていただくと分かると思いますが、補正前の額 が37億5,398万1,000円、補正額が1,901万2,000円になっています。今回 はこれがプラスになっているということですね。合計37億7,299万3,000 円になっていると。これは1款から10款まで見ていただくと分かるよう に、かなり予算の中では大きい。補正額が大きいのではなくてトータル して予算の割合が大きいのが見て取れると思います。かなり豊見城市は 教育に関してお金を使っています。ここから後ろは補正額の財源です ね。国・県の支出金がマイナスになっていて、地方債、これは借金のほ うですけども、これが増えております。あとその他の財源、入ってく る財源のほうと一般財源が一番端っこということになります。おおむね これらの財源でこの補正額を賄っていくということになっています。そ ういう全体的な流れということになっています。 おおむね10款の説明をしていきますので、これは各課ごとの説明でい きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。教育総務課のほ うからよろしくお願いします。
教育総務課長	先ほどの議案第22号にお戻りください。次のページをご覧ください と思います。教育総務課になります。 では教育総務課の予算の説明をいたします。10款1項2目1事業8 節、旅費、予算内示額15万7,000円ということで予算要求をしておりま す。こちらのほうにつきましては、教育長が本市の姉妹都市である高知 県土佐清水市市制施行70周年記念式典に参加することとなったため、10 月25日金曜日から27日日曜日までの2泊3日の旅費を要求しておりま

	す。教育総務課の説明は以上となります。
教育長	ありがとうございます。次に学校教育課。
学校教育課長	学校教育課は2枚にわたって1番から12番まで項目をつくってございます。資料のほうをお願いします。 まず1番目です。10款1項3目3事業8節、旅費でございます。予算内示額が3万5,000円。就学援助補助事業における会計年度任用職員の通勤手当が不足するため増額するものでございます。 次に2項目めをお願いします。10款1項3目19事業8節、旅費です。予算内示額が17万4,000円でございます。こちらは外国人英語補助員配置事業における会計年度任用職員の通勤手当が不足するための増額という内容でございます。 3項目めです。10款1項3目36事業1節、報酬費でございます。予算内示額がマイナス530万円でございます。特別支援教育支援員配置事業における会計年度任用職員の報酬費を採用実績に合わせ減額するものでございます。 4項目め、10款1項3目36事業3節、職員手当等でございます。予算内示額がマイナス79万2,000円でございます。同じく特別支援教育支援員配置事業における会計年度任用職員の職員手当等を採用実績に合わせ減額する内容でございます。 5項目めをお願いします。10款1項3目36事業4節、共済費でございます。予算内示額がマイナス114万5,000円でございます。こちらも特別支援教育支援員配置事業における会計年度任用職員の共済費を採用実績に合わせ減額するものでございます。 次に6項目めです。10款1項3目36事業4節、旅費でございます。予算内示額がマイナス13万1,000円でございます。特別支援教育支援員配置事業における会計年度任用職員の旅費を採用実績に合わせ減額するものでございます。 7項目めです。10款1項3目75事業22節、償還金利子及び割引料、予算内示額が1,000円でございます。令和5年度校内自立支援室事業の社会保険料で超過交付となり返還命令があったため増額するものでございます。 8項目めをお願いします。10款2項1目1事業17節、備品購入費でございます。予算内示額が420万1,000円でございます。令和7年度小学校における児童数やクラス数増に伴う備品整理が必要となるため増額するものでございます。 9項目めをお願いします。10款2項1目1事業17節、備品購入費です。

	予算内示額が420万1,000円。こちらは割愛いたします。 次のページをお願いします。10項目めです。10款3項1目1事業17節、備品購入費。予算内示額が46万9,000円でございます。令和7年度中学校においてクラス数増に伴う備品整備費が必要となるため増額です。 11項目めをお願いします。10款3項2目1事業12節、委託料でございます。予算内示額が1,334万6,000円でございます。こちらは受験に不安を抱える受験生を対象に学力強化支援事業を実施することとなったため増額する内容となっております。 最後です。12項目めですが、10款6項3目2事業10節、需用費でございます。予算内示額が138万4,100円でございます。給食センターなんですけれども現年度分の歳入予算の増額に伴い増額することとなっております。説明は以上です。
教育長	ありがとうございます。続いて学校施設課、お願いします。
学校施設課長	ページを開いていただいて、学校施設課のほうになりますが大丈夫でしょうか。
教育長	資料は手元にありますか？ 大丈夫ですか？ ではミコ課長、お願いします。
学校施設課長	学校施設課のほうです。学校施設課は歳入歳出両方に補正があり、歳入のほうから説明をいたします。 15款2項6目教育費県補助金。とよみ小学校沖縄振興公共投資交付金の補正となっております。補正額が90万2,000円の減額となっております。補正理由としましては、沖縄振興公共投資交付金の交付決定に伴う財源の組替えのためということで減額補正となっております。 次に20款3項1目雑入でございます。建設工事紛争審査会に係る和解金として565万円の増額となっております。これは先ほど説明しました、豊見城中学校漏水事故に係る相手からの和解金受入れのための増額補正でございます。 次に21款1項6目教育債。体育館・武道場天井等落下防止対策整備事業債のほうで90万円の補正増となっております。これは先ほどの沖縄振興公共投資交付金の交付決定に伴う財源組替えのためということで、国からの補助金のほうが減額になった分のこの分の起債借入れをするための増額となっております。もう一つが、小中学校教室整備事業債というところで430万円の増額となっております。補正理由としましては、長嶺小学校の電話交換機更新工事に事業債を充てるためとなっております。

	次に歳出のほうです。10款1項2目教育振興費でございます。事業としては事務管理経費の中で12節の委託料のところ、先ほどの豊見城中学校漏水事故に係る建設工事紛争審査会において弁護士報酬費を支払うことになったので、82万円の増額となっております。 次に10款1項3目教育振興費事業、施設管理経費というところで、こちらは10節の需用費と15節の工事請負費の増額補正で、合計で1,455万円の増額となっております。内訳としましては、需用費のほうで燃料費として豊崎中学校部活動支援としてマイクロバスに係る燃料費に不足が生じたため5万3,000円の増額と、工事請負費維持工事としまして、今年度に入ってから空調機や電話交換機等の不具合、故障があり、早急に対応する必要があるため1,449万7,000円の増額補正をしております。 次に事業68の体育館・武道場天井等落下防止対策事業に関しましては、資料としては内示書のほうがついてはいるんですけども、歳出の変更はなくて、財源の組替えとしてつけております。 次に10款3項1目学校管理費です。伊良波中学校施設費として9万円の補正増として、分離に伴う机や椅子など産業廃棄物処分が発生し、予算不足が生じたため伊良波中学校のほうに補正増をしております。学校施設課は以上となります。
教育長	ありがとうございます。続いて生涯学習振興課、お願いします。
生涯学習振興課長	生涯学習振興課の大城です。生涯学習振興課は次のページから4枚、歳出予算内示額がございます。よろしくお願いします。 まず1項目め、10款5項1目1事業7節の報償費、予算内示額が9万3,000円でございます。4月から生涯学習振興課のほうに聴覚障がい者職員が配属されているため、聴覚障がい者職員にて、豊寿大学及び地域学校協働本部事業に係る調整相談等により、意思疎通支援者が必要となったため増額補正を要求しております。 次に2項目め、10款6項1目1事業8節、これは旅費でございます。予算内示額が15万5,000円。教育総務課のほうでご説明ございましたけれども、土佐清水市市制施行70周年記念式典に参加することから、10月25日から27日までの2泊3日の旅費を要求いたします。これは課長職になっております。我々生涯学習振興課のほうにおいてスポーツ交流を行っていることから、今回70周年記念式典に参加することになっております。 次に3項目め、10款6項2目1事業10節、需用費でございます。予算内示額は92万6,000円。社会体育施設（陸上競技場、市民プール、庭球

	場、瀬長島野球場）の維持管理に必要な修繕が当初予算額を上回り、予算不足が生じたため増額補正を要求しているところです。以上が生涯学習振興課の補正予算になります。
教育長	ありがとうございます。続いて文化課、お願いします。
文化課長	第2号の報告を行います。文化課の浜本です。それでは説明いたします。 今回、歳出予算の増額補正となっております。文化課のほうは5件を増額補正を要求しております。 1番目に、10款5項3目図書館費の12節委託料でございますけれども、19万8,000円の増額を要求いたしまして、要求どおりの内示をいただいております。増額19万8,000円の内訳といたしましては、空調設備保守点検委託料が15万4,000円の増。理由といたしましては、予算要求時の見積額より契約時の見積額が高額になったためでございます。それから特殊建築物定期検査委託料が4万4,000円の増。理由といたしましては、予算要求時に安価で対応可能であった設計業者から見積りを取って予算化しておりましたけれども、その業者が閉所してしまいまして、別の設計業者に見積りを依頼したところ、当初予算額での検査は難しいということで増額補正となっております。 次に2番目の10款5項4目文化財保護費の12節委託料、こちらは68万3,000円の増額要求に対して44万8,000円の内示額となっております。これは例年に比べ埋蔵文化財包蔵地内における個人住宅などの建設などによる開発行為に伴う試掘調査件数の増加に伴い、磁気探査委託料を増額補正するものでございます。 次に3番目、13節使用料及び賃借料、こちらも22万6,000円の増額要求に対して14万9,000円の内示額となっております。こちらも埋蔵文化財包蔵地内における個人住宅などの建設などによる開発行為に伴う試掘調査件数の増加による重機使用料の増額補正となっております。 次に4番目、10款5項4目文化財保護費の8節旅費ですけれども、18万6,000円の増額を要求いたしまして、要求どおりの内示をいただいております。これはデジタル博物館事業の会計年度任用職員の通勤手当が不足するための増額補正でございます。 最後5番目の10款5項5目市史編集費の8節旅費ですけれども、10万5,000円の増額を要求いたしまして、要求どおりの内示をいただいております。こちらは市史編集事業の会計年度任用職員の通勤手当が不足するための増額補正となっております。文化課の説明は以上でございます。

	す。ご審議よろしく願いいたします。
教育長	ありがとうございます。
教育部長	予算書にもう一回戻っていただけますか。最初に私が説明した予算書ですね。基本的に10款のところは30ページになります。後ろら辺ですね。30ページのほうをお開けください。 30ページの10款教育費、1項に教育総務費というのが入っています。いろいろな給与手当関連の補正がありましたので、事務局費が主に教育総務課とか教育長に関わる明細になっています。先ほど説明したとおりでございます。 次のページを開けていただいて、教育総務費の中でも各課に跨るというより、12節委託料で訴訟等弁護委託料というのは、学校施設課の紛争審査に関わる説明があったものがここに出てきます。3目のほうの教育振興費というのが主な学校教育に関わる部分がほとんどではあるんですけども、そういった予算関連があります。 次のページ、教育総務費です。次のページの上まで来ています。 次に10款2項小学校費。これは学校管理費、小学校を管理する予算ということになっております。先ほど説明があったように備品購入関連のものがあります。10款3項中学校費、これは中学校に関する予算になっています。例えば役務費で出てきているのは、先ほど学校施設で言っていた廃棄物の処理費用がここに出てきています。 次のページを開けてください。中学校費ですね。これも同じく中学校費が続いているんですが、2目の教育振興費の中に12節の委託料で学力強化支援事業、これは学校教育課が説明した中3に対して放課後学力向上で11月から実施する事業に関してここに予算額を計上されていることになっています。 次に教育費の幼稚園費。これはこども園費に係る予算になっています。予算課目上は教育費になっているのでここに出てきておりますが、うちが所管しているわけではありません。だから先ほど一部違うところがあるというのはこの部分です。 その下のほうに、10款社会教育費というのがあります。これはおおむね生涯学習振興課に係る事業費について、しかも社会教育に関する部分について予算が入っているところです。例えば、先ほど意思疎通者の支援者の予算とありましたけれども、これは7節の報償費の中に含まれています。そこに入っているということですね。 次のページを開けていただいて、あと社会教育費の分野には文化課の

	事業も大きく言うと社会教育のほうになっていますので、文化財保護に10款5項社会教育費の4目で文化財保護費ということで、先ほどの文化課が説明した内容が4目、5目と入っています。これは実は4目、5目、ここは文化課のほうという部分ですね。これが社会教育費の部分です。 次に下のほう10款6項社会体育費、これは生涯学習振興課のおおむね社会体育の予算ということになります。市は社会教育と社会体育のところをかなり見ていらっしゃるということになります。保健体育の予算とあと若干毛色が違うのは、6項3目学校給食費、本来は学校教育課のところに入れられたらいいんですけども、予算区分上はここに入ってきております。これは賄い材料費ですね。学校給食費が公会計化されたことに伴ってここに入ってきています。これらの今入っている予算を各課別に先ほど説明したということになっております。その辺ご理解いただければなと思っています。以上です。
教育長	ありがとうございます。事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いします。 下條委員、お願いします。
下條委員	ご説明ありがとうございます。学校教育課の報償費の採用実績に合わせてということで、特別支援教育の支援員の配置が減っていたのかなと思うんですけども、これはそもそも人数の採用が減っているんですか。
教育長	金城課長、お願いします。
学校教育課長	令和6年度の特別教育支援員の配置予算については、ちょっと詳細に言いますと、うちらが必要と言ったのが36名必要ということで上げています。ただ例年その数まで採用できていないということもあって、予算上は30名というところで予算がついています。ただ、それ以上採用できそうだったら増額するよというところで、財政課とは言っているんですけども、今年度、蓋を開けると現時点で24名から26名ぐらいで、辞めたり入ったりはあるんですけども、その辺で推移しているものですから、この間採用できなかった分の予算はほかで使いたいというところで一旦お返ししているところです。また今後採用につなげれば、その分はまたつけてもらえることになっています。
下條委員	分かりました。募集はやっている中で実際には来ないという状況ですね。ありがとうございます。
教育長	ほかにございますか。宮城委員、お願いします。

宮城委員	今のことと関連して説明からすると、30名の予算で申請をしたわけですよ。ところが24名から26名なので、その実績に合わせての減ということによろしいですか。
教育長	金城課長、お願いします。
学校教育課長	もう一度言いますと、今年度に向けての当初予算は36名必要だよというところで申請しています。ただ、予算がついたのは30人分で、実際としては24名から26名で今退職したり、採用されたりというところを繰り返しているところですので、その分予算が余っているので、その分はお返ししてほかで利用していただくということです。
宮城委員	次年度予算を申請する場合は、この24名から26名の実績での申請になるのか、それとも本来の36名の申請したことに対して今年度は30名での予算が下りたわけですよ。そういう形で、例えば36名という形で申請をするのか、30名と申請をするのか、それとも実績に沿った申請の仕方をするのかというところを教えてください。
教育長	金城課長、お願いします。
学校教育課長	次年度に向けての予算申請については、やはり必要とされる人数を要求していくというのはこれまでもそうなんですけれども、そのように要求していきたいと思います。
宮城委員	ぜひよろしく願いいたします。
教育長	ありがとうございます。部長お願いします。
教育部長	補足させていただきます。毎年そうなんです、実際の財政予算をつけるときにうちが必要だという数ではなくて、実績はどうなのかというところにつけていく傾向にあります。ですから36名を要求してもそれぐらいでしょうということで多分今年度はなっているのではないかと考えているのが1点と、今後増えていけばつけるよということが約束されていますので、そうなっています。あと9月まで減にしろと言っているのは、実は市財政上はいろいろな事業をやりたいけれども、補助金を引っ張るのためには、例えば一括交付金事業であれば8割。100万円かかるとしたら80万円は一括交付金でやりますけれども、20万円は一般財政から出さないといけないので、この原資がないとこの事業を引っ張れないということがあるんですね。年度中であるので増えている事業だとか、うちもそうですけれども学力向上事業だとか新しい事業が入ってくるので、一般財源がどうしても真水が足りなくなる、財布に入れておかないといけないお金が足りなくなるので、今9月まで使っていないものについて減をしてくれということです。だから要らないからということでは

	なくて、考え方からしたら分かっているけれども、ただそちらも実際9月まで終わっているから要らないでしょうということ。要ることになればつけるけれども、ただ今は返しておいてくれないかというのが本当の話になっております。以上です。
教育長	ありがとうございます。ほかにございますか。下條委員、お願いします。
下條委員	学校教育課の11番なんですけれども、受験に不安を抱える受験生ということがありますけれども、それはどういうことで何名ぐらいたとか受験に不安を抱えると自分で言ったら対象になるのか。どういう方向でこの受験に不安を抱えているかどうかは分かっているのでしょうか。
教育長	金城課長、お願いします。
学校教育課長	これまで令和5年度までコロナによって授業時数が減ったことによって受験に不安を抱えるというところで、学力強化支援事業を展開していったところでございます。その事業の後継的なところを3月の市議会で提起されておりました、コロナを期に授業時数が減るということもなくなっているので、この事業は廃止にしようというところだったんですけれども、引き続き受験に対して不安を抱える受験生はまだいる。コロナの影響の部分は置いておいて、この学力強化支援事業を引き続き実施してくれないか、ニーズはあるよというところで声があったので、今回予算を要求することになりました。内容としては、これまでやったことをやってくれという内容ですので、各学校40名程度を上限として学力強化支援事業に参加する子どもたちを募集するという内容になっております。これに関しては、これまで3中学校でいいますと、長嶺中学校が生徒数が一番少ない学校なんですけれども、大体40名ぐらいの枠があればその応募数で満たされるというところでやっております。伊良波中、豊見城中については、昨年度は定員40名に対して多くの子どもたちが応募したというところもあったので、伊良波中は伊良波中と豊崎中に分かれたのでいいんですけれども、豊見城中学校については2クラス体制で80名を上限にというところで制度設計をしてございます。
下條委員	以前は3年生を対象にやっていましたよね。あれとはまた別なんですか。
学校教育課長	あの対象は3年生になるので。その事業です。
下條委員	分かりました。
教育長	ありがとうございます。ほかにございますか。
備瀬委員	今ちょっと聞き取りにくかったけれども、これまでも無料塾というの

	がありましたよね。３年生を対象にした。それと強化支援事業は同じものなんですか。その実施要項というのは、もう出来上がっているのか教えてほしい。
教育長	金城課長、お願いします。
学校教育課長	すみません。我々のサイドから無料塾という表現は一度もしたことなくて、皆さんがそう呼んでいたというのは分かるんですけども。
備瀬委員	あれは正式名称ではなかったの？
学校教育課長	同じ内容です。
下條委員	あのときも40名が対象だったんですけども、不安を抱えていなくても受けることはできる？
学校教育課長	そうですね。条件としては習い事とかに通っていない子と、毎回出席する見込みがある生徒を対象としますよというところであります。
下條委員	分かりました。ありがとうございます。
	休 憩（14時28分） 再 開（14時32分）
教育長	ありがとうございます。はい、下條委員。
下條委員	ちょっと特別支援の観点から気になる発言がありました。基本的に本来であれば３年間の学力で受験できるということだったんですけども、実はT A L I Sの国際調査によりますと、学び方の違う子どもに対して教師がちゃんと指導できているかというところで、O E C Dの平均のかなり下のほうをいっています。なので本人の責任ということではなくて、もしかして学び方の違いに対応できていない、指導法について分かっていないとか、そこら辺の足りなさは教員も理解しておりまして、なので本来であれば３年間でという、それは確かにできる子もいますけれども、学び方が違う、それに対応できていない現状からしますと、それはちょっと乱暴かなというふうに感じます。また、確かにそうであれば塾に行く人もいないはずなんですけれども、それでも塾に行ける子がいて受験する、もちろん塾に行かないで受験できたらいいと思うんですけども、やっぱりそれで学びの骨子があるんですよ。つまり本人たちの努力だけではなくて、そういう学び方と教え方があって、だから今個別最適な学びというふうに令和の日本型教育ということで改めて言われている状況がございます。なので本人が本来であればということ言われたら、ちょっと私は特別支援の視点からも学びの違いについて日本の教育でどこまで期待されているのかというところで今疑問があるので、それはちょっとどうなのかなというふうに思います。あと、塾に行ける

	方と塾に行けない方がいらっしゃるという格差がすごくあるので、もしかしたら私も今聞いていたところで判断できないんですけれども、そういうことで助かっているご家庭というのはあるのかなと思うので、できればそういう子のためには今後も継続していただければ助かるかなというふうに。特に特別支援を必要とする子は、自分に合った学び方じゃないと合わなかったりするんですよ。本人の努力ではなくてやっぱりこだわりがあったりとかそういったところで学び方を視覚優位型なのか、聴覚優位型なのか、体得型なのか様々な学び方があるにもかかわらず、教員のほうが一方的な例えば視覚優位の子だけに伝えたような指導法をしているのであれば、それも学びの骨子になるので、そういうふうな3年間の本来であればというのは、私としては立場的にとっても気になるところでございます。以上です。
教育部長	確かにちょっと言葉が足りなかったかなと思っています。基本的には公教育が担うところについては、教え方については学校のほうで改善すべきところは改善するべきだと思っています。実はそれを民間の事業の力を借りてというところもあって、少し違和感を感じているというのが本音であります。やはり教育の中で整理がされていくべきだろうと。塾は要らないような状況を本来はつくっていくべきだろうというふうに考えています。そういった発言だと理解をいただけたらというふうに思っております。そこに予算をかけるよりは、むしろ先生の研修だとか教育環境の充実みたいなところにかけていくべきだろうというふうに思っています。学びの骨子については、指導主事の先生はどんなですか、ご意見があればご発言いただけたらと思うんですが。
学校教育課参事	教員の指導力の部分というところも大きく影響してくると、今言ったように研修とかそういった現状を見定めながら、必要に応じてどういったところが課題なのかというのを確認して、研修等も対応は検討していないといけないかなというふうに思っております。
下條委員	そうですね。理想的にはそうなんですけれども、現状ではそういう状況であるので、そういう子がいるという現状も事実なんです。そこで学校教育ではそういうふうになったときはもしかしたら必要ないかもしれないですけれども、国際調査でこのような数値が出ていることをやっぱりそういった子に対しては、この事は国、地方公共団体として必要じゃないかなと思います。以上です。
教育長	ありがとうございます。金城課長、お願いします。
学校教育課長	休憩をお願いします。

	休 憩（14時36分） 再 開（14時38分）
教育長	ほかに質問ございますか。 では、ご質問は以上で終了としてよろしいでしょうか。
	（「はい」と呼ぶ者あり）
教育長	議案第22号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）については、提案どおり決定ということではよろしいでしょうか。
	（「異議なし」と呼ぶ者あり）
教育長	それでは提案どおり決定いたします。 続きまして、日程第7の同意案第41号から日程第9の同意案第43号まで、豊見城市教育支援委員会委員の委嘱についての3件については、関連しますので一括して議題に供します。事務局、説明をお願いします。
学校教育課参事	学校教育課、吉田です。今ありますように41号から43号まで一括でいきたいと思います。 同意案第41号 豊見城市教育支援委員会委員の委嘱について。下記の者を豊見城市教育支援委員会委員に委嘱したいので、豊見城市教育支援委員会条例第4条及び豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任に関する規則第2条第1項第7号に基づき、教育委員会の同意を求めます。安谷屋あずさ氏になります。この方は沖縄県立那覇みらい特別支援学校の教諭となっております。 提案理由としましては、豊見城市教育支援委員会委員が令和6年8月12日をもって任期を満了することに伴い、豊見城市教育支援委員会委員を委嘱する必要があります。これが本案を提出する理由となっております。 次に同意案第42号になりますが、同理由により友利里美氏、この方は豊見城市立とよみ小学校の教諭、特別支援コーディネーターをなさっている方になります。 同意案第43号になります。同理由により喜納菜摘氏です。豊見城市役所保育こども園課の公認心理師となっております。この3名は再任ということで上げているところになります。以上、よろしくお願いいたします。
教育長	ありがとうございます。事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いいたします。
教育長	質問は以上としてよろしいでしょうか。

	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	同意案第41号から同案第43号 豊見城市教育支援委員会委員の委嘱についての3件は、提案どおり同意ということではよろしいでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、提案どおり同意といたします。 続いて、日程第10の同意案44号 豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱についてであります。事務局、説明をお願いいたします。
学校教育課参事	学校教育課の吉田のほうで行います。同意案第44号 豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱について。 関係校より追加依頼のありました以下の者を、豊見城市コミュニティ・スクール委員に委嘱したいので、豊見城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第5条の2項に基づき、教育委員会の同意を求めます。 提案理由としましては、豊見城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第5条第2項に基づく担当事務の一部委任のためとなっております。 別紙資料のほうに5名の追加者一覧があると思いますが、1番から4番までが座安小学校からの追加依頼の方です。1番目が瑞慶山亜矢子氏。現座安小学校保護者代表ということです。2番目、赤嶺 静氏。地域の有識者ということです。3番目、比嘉衣舞希氏。現座安小学校保護者代表となっております。4番目、濱元綾乃氏。地域の有識者となっております。5番目、長嶺中学校からの追加依頼になります。木戸香織氏。福祉分野、子ども支援に詳しい方ということで、社会福祉士、公認心理師をお持ちになっておられます。以上、5名の追加の委員の委嘱をしたいので、よろしくお願いいたします。
教育長	今、事務局から説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いいたします。田名委員、お願いします。
田名委員	これで座安小学校も15名で、長嶺中学校も15名で、あとの小中もほとんど15名に達しているのでしょうか。
学校教育課参事	すみません。今手元に資料がないんですが、15名に達していない学校は半分近くありますが、一番少ないところで12名、豊崎小学校です。それ以外はMAX15名でやっている学校が5校程度だったと思います。それ以外は14名とか13名とかですね。
田名委員	大体80%から90%ぐらい。

学校教育課参事	それぐらいになるかと思います。
田名委員	分かりました。ありがとうございます。
教育長	ほかにございますか。 質問は以上で終了としてよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	同意案第44号 豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱については、提案どおり同意ということでよろしいでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、提案どおり同意といたします。 日程については以上となります。委員の皆さん、全般を通して気になること、また聞いてみたいことがございましたらお願いします。宮城委員、お願いします。
宮城委員	聞きたいことではないんですが、8月1日から3日間、教育委員の研修で仙台のほうに行ってきました。コミュニティ・スクールについての分科会に参加しましたがけれども、委員会で担当のほうから学校の様子であるとか、コミュニティ・スクールに向けての学校の様子の報告がなされたり、あるいは私自身も委員会でやった研修会に参加させていただいたりという、資料が手元にいっぱいあったので、その研修会の分科会で行って豊見城市の現状をいろいろお話しすることができました。他の地域の方々の意見もいろいろあったんですが、やはりその地域に合ったコミュニティ・スクールをどう展開していくかというところで、いろんな都道府県の方々が頑張っている感じがうかがえました。ただコミュニティ・スクールを進める上で難儀をされている方が偏っているんじゃないかという他の都道府県からの意見等があって、それについて私は豊見城市の状況を把握していませんでしたので、お伝えすることはできませんでしたが、後で担当の方とぜひ持ち帰った意見を交流したなと思っています。その中で実際に文科省で採用しているコミュニティ・スクールに関するアドバイザーがいらっしゃるんですね。そのアドバイザーのひとりがたまたま分科会のお一人で、メールアドレスも交換してきましたので、この方は依頼があれば都道府県まで足を運んでいるそうです。それでぜひ持ち帰って豊見城市の担当の方とそういうふうにしたかったので、そのときはまたお願いしますということをお話ししてきましたので、そこら辺はまた交流できればいいかなと思っています。この研修会に参加させていただいて、ありがとうございました。とてもいい勉強になりました。

教育長	仙台で行われた教育委員の研修会の報告ということで、ありがとうございます。また必要な情報がありましたら、吉田参事から受けてください。お願いします。 それでは最後に、次回の定例教育委員会の日程について、事務局、説明をお願いいたします。
教育総務課長	教育総務課です。次回の定例教育委員会につきましては、令和6年9月30日月曜日、13時30分から開催予定としております。出席をお願いしたいと思います。以上です。
教育長	今回は9月30日13時30分からです。ありがとうございます。 以上をもちまして、第8回定例教育委員会の全日程を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。

(署名欄)

教育長 赤嶺美奈子

教育委員 宮城伸子